

施設サービス（長期入所）利用料金表

介護老人保健施設しおかわ福寿の里

利用者負担段階区分			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階							
利用料	★食費	朝 食	－	－	－	－	540円	第1～3段階の「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は食費・居住費が減額になる場合がありますので、窓口にご提示下さい。						
		昼 食	－	－	－	－	720円							
		夕 食	－	－	－	－	680円							
		1日計	300円	390円	650円	1,360円	1,940円							
	★居住費		0円/日	430円/日	430円/日		437円/日							
	★日用品費		実費（入浴具等 240円/日）					理美容代（外部委託）	実費（カット2,200円/回、パーマ・毛染めは別料金）					
	★教養娯楽費		実費（クラブ活動等）											
	特別食		実費					送迎代	220円/km 送迎距離（片道）					
	施設洗濯代		実費（110円/1枚）汚染時					・衣類レンタルをご希望の場合は別途申込が必要です。						
保険料一部負担金（加算内容は裏面を参照）	★サービス費等負担金	介護度/体系	ⅠⅢ		ⅠⅣ		ⅣⅡ							
		介護度1	793円/日		871円/日		777円/日		・当該月の施設の状況に応じた体系のサービス費一部負担金となります。 ・通常外泊の場合、サービス費等負担金はいずれも362円/日となります。また、外泊中に老健在宅サービスを利用した場合は、いずれも800円/日となります。					
		介護度2	843円/日		947円/日		826円/日							
		介護度3	908円/日		1,014円/日		889円/日							
		介護度4	961円/日		1,072円/日		941円/日							
		介護度5	1,012円/日		1,125円/日		991円/日							
		サービス提供体制強化加算		（Ⅰ）		22円/日								
	サービス費等負担金	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（※）（※2）		（Ⅰ）	51円/日		サービス費等負担金	生産性向上推進体制加算		（Ⅰ）	100円/月			
										（Ⅱ）	10円/月			
		夜勤職員配置加算		（Ⅰ）	24円/日			リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（※）		（Ⅰ）	53円/月			
										（Ⅱ）	33円/月			
		初期加算		（Ⅱ）	30円/日			科学的介護推進体制加算（※）		（Ⅰ）	40円/月			
										（Ⅱ）	50円/月			
		安全対策体制加算（※）初日のみ算定		20円/1回				協力医療機関連携加算（Ⅰ）						
		療養食加算		6円/食				高齢者施設等感染対策向上加算		（Ⅰ）	10円/月			
		経口維持加算（※）		（Ⅱ）	100円/日					（Ⅱ）	5円/月			
					経口移行加算（※）			28円/日						
		再入所時栄養連携加算（※）		200円/回				新興感染症等施設療養費		240円/日				
		褥瘡マネジメント加算（※）		（Ⅰ）	3円/月					認知症チームケア推進加算		（Ⅰ）	150円/月	
				（Ⅱ）	13円/月			（Ⅱ）	120円/月					
		排せつ支援加算（※）		（Ⅰ）	10円/月			退所時負担金		介護職員等処遇改善加算		1月当たりの所定単位×0.044		
				（Ⅱ）	15円/月					試行的退所時指導加算（※）				
				（Ⅲ）	20円/月							退所時情報提供加算（※）		（Ⅰ）
		自立支援推進加算（※）		300円/月			入退所前連携加算（※）		（Ⅱ）	250円/回				
				所定疾患施設療養費（※）		（Ⅱ）			480円/日			入所前後訪問指導加算（※）		（Ⅰ）
		ターミナルケア加算		死亡日以前31日～45日以下	72円/日			入所前後訪問指導加算（※）		（Ⅱ）	400円/回			
				死亡日以前4日～30日以下	160円/日					（Ⅰ）	450円/回			
				死亡日前々日、前日	910円/日			退所時栄養情報連携加算（※）		（Ⅱ）	480円/回			
				死亡日当日	1,900円/日					70円/回				
		短期集中リハ実施加算（※）		（Ⅰ）	258円/日			緊急時治療管理		300円/回				
				（Ⅱ）	200円/日					518円/日				
		認知症短期集中リハ実施加算（※）		（Ⅰ）	240円/日				特定治療負担金		医療点数による			

- ・★印については、全ての利用者に必要となります。それ以外の費用は、該当した場合にのみ必要となります。
- ・保険料一部負担金については、「介護保険負担割合証」の負担割合に応じて変更になります。
- ・サービス費等負担金の介護度体系ⅣⅡの場合は、（※）印の加算は算定しません
- ・サービス費等負担金の介護度体系ⅠⅣの場合は、（※2）印の加算は算定しません